慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	正徳の改鋳 : 新旧貨の引替をめぐって
Sub Title	Reminting in the Shōtoku Period
Author	寺出, 道雄(Terade, Michio)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2018
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.111, No.2 (2018. 7) ,p.197(105)- 212(120)
JaLC DOI	10.14991/001.20180701-0105
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20180701-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」111 巻 2 号（2018 年 7 月）

研究ノート

正徳の改鋳

――新旧貨の引替をめぐって――

寺出道雄 *

(1)　はじめに

正徳の改鋳（1714（正徳 4）年）については，近世を扱った日本貨幣史の叙述では必ず触れられているし，また，それについての個別研究もある。しかし，それらでは，改鋳の経緯については詳しく述べられているが，改鋳において，幕府によって新旧貨がどのように引替られたのかについての記述は少ない。また，その引替の結果についての数量的な検討も，管見の限りでは，おこなわれていない。

本稿では，そうした幕府による新旧貨の引替の問題に焦点を絞って，改鋳の当事者であった新井白石と，近世のうちに貨幣史の研究――それは，本稿で引用する，幕府による「御触書」の収集・採録をも含んでいる――をおこなった草間直方のあげた諸数値を用いながら，正徳の改鋳の性格に光を当てることにする。

なお，以下では，新旧貨の品位に関する数値も，白石・直方のあげる数値を用いることにする。それらは，現代において通説として用いられているものとは，若干異なる。しかし，他の諸数値は，白石・直方のあげたものを用いているので，それと統一した方が良いと考えたのである。もちろん，議論の骨子は，品位について，現代における通説である数値を用いても変わらない。

以下，(2)の「正徳の金銀」では，慶長金銀以来，正徳金銀までの品位等について，あらかじめ知る。(3)の「正徳の改鋳における金銀貨の引替」では，改鋳において，幕府が如何なる比率で新旧貨の引替をおこなったのか，また，その比率は如何に変更されたのかを見る。(4)の「引替の帰結と意味」では，そうした引替の結果，どのような事態が生まれるのかを，新旧貨の引替比率の変更に則して見るとともに，そうした引替比率の変更の意味を

＊　慶應義塾大学名誉教授

探る。(5)の「終わりに」では，正徳の改鋳の帰結について一瞥する。

(2)　正徳の金銀

本稿では，正徳金銀を含む金銀貨の品位と，金貨の場合には，1 両当たりの重量等について，表 1・表 2 のように想定した。[(1)]

1）　各種小判の重量と金品位・金銀含有量

1695（元禄 8）年に，1601（慶長 6）年以来発行されてきた慶長金に代わり，元禄金が発行された。つづいて，1710（宝永 7）年には，宝永金が発行された。

そして，1714（正徳 4）年に，正徳金が発行されたのである。

これら，慶長金・元禄金・宝永金と正徳金の小判 1 両当たりの重量・金品位等は，表 1 にまとめてある。その表 1 は，次のような典拠にもとづいている。

各種小判 1 両当たりの重量は，『三貨図彙』巻 12 によった。

各種小判の金品位については，「改貨後議」では，慶長金と正徳金の金品位は等しいとされている。また，「改貨議」別記では，元禄金 512 万両に含まれた金から，正徳金 346.96 万両に含まれた金が得られるとされている。したがって，元禄金 1 両に含まれた金は，慶長金・正徳金 1 両に含まれた金の，0.678 倍であることになる。さらに，同じく「改貨議」別記では，宝永金 1108 万 4260 両に含まれた金から，正徳金 582 万 1565 両に含まれた金が得られるとされている。すなわち，宝永金 1 両の金含有量は，正徳金 1 両の金含有量の，0.525 倍であることになる。この数値は，正徳金 1 両の重量を 1 としての宝永金 1 両の重量の割合，0.525 に等しい。したがって，宝永金の金品位は，慶長金・正徳金の金品位と等しいこ

表 1　各種小判の重量と金品位・金銀含有量

	量（匁）	金品位	1 両当たり金量（匁）	同銀量（匁）
慶長金（1601）	4.76	0.846	4.03	0.73
元禄金（1695）	4.76	0.579	2.76	2.00
宝永金（1710）	2.5	0.846	2.12	0.38
正徳金（1715）	4.76	0.846	4.03	0.73

出所：「改貨後議」p. 134.「改貨議」別記 p. 97.『三貨図彙』巻 12，pp. 316–319. なお，宝永金は「乾金」とも呼ばれた。

---

(1)　現代において，各種小判の金含有率について，通説として用いられている数値は，以下の通りである。

慶長金	0.868
元禄金	0.574
宝永金	0.843
正徳金（武蔵判）	0.843
同（享保小判）	0.868

以上，寺出（2015）p. 6. を参照。

銀貨については，白石のあげる数値と現代の通説とは異ならない。

表２　各種銀貨の銀品位

	銀品位
慶長銀（1601）	0.8（100）
元禄銀（1695）	0.64（80）
宝永銀（1706）	0.5 （63）
中銀（1710）	0.4 （50）
三宝字銀（1710）	0.32（40）
四宝字銀（1711）	0.2 （25）
正徳銀（1714）	0.8（100）

出所：「改貨議」下巻 p. 78.「改貨後議」p. 134. なお，宝永銀は，「宝ノ字銀」とも，中銀は，「永中銀」とも，三宝字銀は，「三ツ宝銀」とも，そして，四宝字銀は，「四ツ宝銀」とも呼ばれた。

とになる。

しかし，白石の著作では，慶長金・正徳金の金品位については述べられていない。そこで，『三貨図彙』巻 12 を見ると，各種金貨の金品位を――純金を位 44 として，金品位が低下するにつれてその数値が規則的に増大する表示法を用いて――慶長金・宝永金・正徳金の位 52（金品位 0.846），元禄金の位 76（金品位 0.579）とする一説があげられている。この説をとれば，以上の白石の説明に近似する結果を得られる。

そこで，その説を採用すると，表 1 が得られることになる。なお，そこでは，銀含有量は，わずかの雑分を捨象して，総重量から金含有量を引いて求めている。

２）　各種銀貨の銀品位

1695（元禄 8）年に，1601（慶長 6）年以来発行されてきた慶長銀に代わり，元禄銀が発行された。つづいて，1706（宝永 3）年には，宝永銀が発行された。さらに，1710（宝永 7）年には，中銀・三宝字銀が，翌 1711（正徳元）年には，四宝字銀が発行された。

そして，1714（正徳 4）年に，正徳銀が発行されたのである。

白石は，「改貨議」下巻と「改貨後議」とで，各種銀貨の銀品位について述べている。その叙述から，表 2 を得られる。秤量貨幣である銀貨の場合には，計数貨幣である金貨の場合と異なり，重量を問題にする必要はない。括弧内は，慶長銀の銀含有率を 100 とした，各種銀貨の銀含有率の指数である。

＊　　＊

ここで，元禄金銀以下，正徳金銀による良鋳までの各種金銀貨は，幕府の財政難を応急的に救済するための改鋳益（「出目」）の獲得を目指した，悪鋳であった。

しかし，1710（宝永 7）年と 1711（正徳元）年の 2 年間――実質では，1 年半――に，3 度も銀貨の改鋳がおこなわれたことは，異常であったといえる。それらの改鋳には，『折たく柴の記』に述べられ[(2)]，『三貨図彙』でも追認されているように[(3)]，銀座の者と結託した，勘

(2)　『折たく柴の記』pp. 264–265. を参照。

定奉行であった荻原重秀による，私利を目指した動機もあったと考えることが妥当であろう。1712（正徳 2）年には，荻原は，白石の徳川 6 代将軍家宣に対する決死の上訴によって，罷免された。また，銀座の者 6 名も，遠島あるいは追放に処せられている。そして，同年における家宣の死と，7 代将軍家継の襲職の後，1714（正徳 4）年に，正徳の改鋳に至ったのである。

(3)　正徳の改鋳における金銀貨の引替

正徳の改鋳では，1714（正徳 4）年 5 月に公布された「新古金銀割合之次第」で，各種金銀貨の民間での公定通用比率と，幕府による引替比率が，法定された。それは，白石自身の筆になるものである。(4)

その主要部分を摘記しておくと，以下のようである。

「慶長之古金は，只今通用之金に十割増。右慶長之古金一両には只今通用之金二両を用ゆべし。今度被二仰付一候新金は則此古金と其品同じく候故，其割増も是に同じ。

附只今通用之金と元禄之金とは其品に高下有りと雖も，其形大小有るを以て，此の二品は其差別なく一様に用ゆべし。……

……

慶長の古銀は，只今通用之銀に十割増し，右慶長の古銀一貫目には只今通用之銀，二貫目を用ゆべし。今度被二仰付一候新銀は，則此古銀と其品同じく，其割増も又是に同じ。

附り，只今通用之銀，凡宝永七年以来出来候處之品，世上に於て永中，三ツ宝・四ツ宝と称す。其差別なく一様に用ゆべし。

……

元禄之銀は，只今通用之銀に六割増，右元禄銀一貫目には，只今通用之銀一貫六百目用ゆべし。

……

宝永之銀は，只今通用之銀に三割増，右宝永始之銀一貫目には，只今通用之銀一貫三百目を用ゆべし。」（『三貨図彙』巻 18，pp. 584–586.）

ここで，「只今通用之金」とは，宝永金，「新金」とは，正徳金のことである。また，「新銀」とは，正徳銀のことである。

こうした「新古金銀割合之次第」における規定は，1718（享保 3）年閏 10 月に公布された「新金銀引替之法」によって，以下のように，金貨については，改定されなかったものの，銀貨については，改定されることになった。

その主要部分を摘記しておくと，以下のようである。

「乾字金・元禄金と新金に引替候儀，只今迄之通り相違無レ之。

慶長古銀并新銀　十貫目ニ付，

元禄銀は二割半増。

(3)　『三貨図彙』巻 18，pp. 576–578. を参照。同書は，「座方ノ者驕奢ニ耽リ，金銀之珍宝ヲ貯へ，昼夜淫楽シ奢侈増長ス」（『三貨図彙』巻 18，p. 577.）と伝えている。

(4)　『折たく柴の記』p. 353. を参照。

表 3　金貨の引替比率（1714（正徳 4）年）

慶長金 100 両に正徳金 100 両
元禄金 100 両に正徳金 50 両（他に歩金として正徳金 1 両 1 歩）
宝永金 100 両に正徳金 50 両（他に歩金として正徳金 1 両 1 歩）

出所：『三貨図彙』巻 11，p. 294.

則十二貫五百目を以て代レ之。

……

宝永銀は六割増。

則十六貫目を以て代レ之。

中銀は十割増。

則二十貫目を以て代レ之。

三ツ宝は十五割増。

則二十五貫目を以て代レ之。

四ツ宝は三十割増。

則四十貫目を以て代レ之。」（『三貨図彙』巻 18，p. 594.）

「新古金銀割合之次第」における規定と，「新金銀引替之法」における規定の要旨は，以上の通りである。

そこで，以下では，その「新古金銀割合之次第」における規定と，「新金銀引替之法」における規定から，次節での議論のために参考になる事情を，1）金貨の場合と，2）銀貨の場合とに分けて，あらかじめ示しておこう。

1）　金貨の場合

まず，金貨の場合については，以下のようになる。

『三貨図彙』巻 11 には，1714（正徳 4）に法定された，「新古金銀割合之次第」における，幕府による，正徳金と元禄金・宝永金との引替比率が示されている。それは，見やすいものなので，『三貨図彙』巻 11 における表示形式を生かして示せば，表 3 のようである。

なお，「改貨後議」によれば[(5)]，白石自身は歩金の支給に反対していた。幕府中枢の論議のなかで，その支給が決定されたようである。

さて，以上の様相を，各種金貨の市場における評価と対比してみよう。

その場合，正徳の改鋳以前に，慶長金・元禄金・宝永金の各種小判の相互が，市場において，どのように評価されていたのかについては，白石の著作には，言及はない。その点については，『三貨図彙』にも，「乾金一両六十目ナレバ（慶長金ハ八九十目，元禄金ハ七十目前後）ニモアツル故，自ラ金相場モ高直也」（『三貨図彙』巻 10，pp. 287–288.）という断片的な記述があるのみである[(6)]。しかも，この記述は，宝永金の発行（1710（宝永 7）年）後，正徳金の発行（1714（正徳 4）年）前についてのものであることは明らかであるが，その間の何年を念頭においたものかは，はっきりしない。

しかし，以上の数値を，「八九十目」という表現を 85 匁と考えて表示すれば，表 4 の左列のようになる。その括弧内の指数は，慶長金

(5)　「改貨後議」pp. 137–138. を参照。

(6)　引用文中の括弧内は，原文では，割注である。以下でも同じ。

表 4　市場での各種金貨の評価と 1 両当たりの金含有指数

	金貨の評価	1 両当たりの金含有量指数
慶長金	85（100）	100
元禄金	70（82）	68
宝永金	60（71）	53

出所：『三貨図彙』巻 10，pp. 287–288.

表 5　銀貨の引替比率（1714（正徳 4）年と 1718（享保 3）年）

	1714（正徳 4）年	1718（享保 3）年
慶長銀	1　（100）	1　（100）
元禄銀	1.25（80）	1.25（80）
宝永銀	1.54（65）	1.6　（63）
中銀	2　（50）	2　（50）
三宝字銀	2　（50）	2.5　（40）
四宝字銀	2　（50）	4　（25）
正徳銀	1　（100）	1　（100）

出所：『三貨図彙』巻 18，p. 588，p. 597.

1 両の評価を 100 として，元禄金 1 両・宝永金 1 両の評価が如何ほどになるかを示している。また，右列は，表 1 を用いて，慶長金 1 両の金含有量を 100 として，元禄金・宝永金の金含有量を指数として示したものである。

この表 4 からすると，計数貨幣である金貨の場合には，後に述べる秤量貨幣である銀貨の場合とは異なり，現実の市場においては，各種金貨の評価が，それぞれの金含有量によって支配される度合いは，さほど強くなかったことになる。したがって，正徳金 1 両の評価は，慶長金 1 両の評価に等しいのであるから，表 3 に示されたような，正徳金 1 両を――歩金の存在を捨象して――元禄金・宝永金 2 両と引替る，という幕府の規定は，正徳金を，市場における評価よりも，また，1 両当たりの金含有量の比よりも，過大に評価するものであったことになる。

なお，「新古金銀割合之次第」は，以下に述べるように，銀貨については，1718（享保 3）年に「新金銀引替之法」によって改定される。しかし，金貨については，先に見たように，同法で，「乾字金・元禄金と新金に引替候儀，只今迄之通り相違無レ之」とされ，改定されなかった。

2）　銀貨の場合

『三貨図彙』巻 18 には，1714（正徳 4）年に公布された，「新古金銀割合之次第」における，幕府による正徳銀と各種銀貨との引替比率，すなわち，正徳銀 1 貫と交換される各種銀貨の量が示されている。それは，表 5 の左列のようなものである。その「新古金銀割合之次第」では，中銀・三宝字銀・四宝字銀は，表 2 に示されたような品位の違いがあるにもかかわらず，「只今通用之銀，……世上に於て永中，三ツ宝・四ツ宝と称す，其差別なく一様に用ゆべし」として一括して処理されていた。また，その左列の括弧内は，そうした引替比率から読み取れる各種銀貨の評価を，正徳銀

表 6　各種銀貨の米価から見た評価

慶長銀	100
元禄銀	79
宝永銀	62

出所：『三貨図彙』物価之部巻 2，pp. 806–814.

を 100 とした指数に変換したものである。

同じく『三貨図彙』巻 18 によれば，各種銀貨の引替比率は，1718（享保 3）年に，前述した「新金銀引替之法」によって改定された。それは，表 5 の右列のようである。その右列の括弧内は，左列の場合と同じく，その引替比率から読み取れる各種銀貨の評価を，正徳銀を 100 とした指数に変換したものである。

なお，1714（正徳 4）年の規定で，宝永銀について 1.54 という「半端」な値が出るのは，出所原典では，「宝永之銀は，只今通用之銀に三割増，右宝永始の銀一貫目には，只今通用之銀一貫三百目を用ゆべし」とあるように，宝永銀 1 貫と引替られる「只今通用之銀」の量が「切りよく」示されているのを，表 5 の左列では，正徳銀 1 貫と引替られる宝永銀の量に変換して示しているからである。

さて，以上の様相を，より詳しく見ていこう。

『三貨図彙』物価之部巻 5 には，1710（宝永 7）年から，正徳金銀の発行に先立つ 1713（正徳 3）年にかけての，肥後米（中等米）1 石の，慶長銀・元禄銀・宝永銀での価格の動向が示されている。ここで，米価の動向そのものは，豊凶によって大きく左右される。しかし，同一種類・同一量の財が，各種銀貨のそれぞれで，どのような価格で取引されていたのか，ということから，市場での各種銀貨の評価を知ることはできる。

そこで，米価の動向そのものは捨象して，1710（宝永 7）年から 1713（正徳 3）年までの各年における，慶長銀・元禄銀・宝永銀の評価の平均を，慶長銀を 100 とした指数を用いて，表 6 で示してみよう。なお，そこで，計算の基礎となる米価が幅をもって示されている場合には，中間の値を取った。

表 2 の括弧内と表 6 とを比べてみれば，市場において，慶長銀・元禄銀・宝永銀のそれぞれは，それらの銀品位の比に近い評価で通用していたことになる。

また，1710（宝永 7）年には中銀，三宝字銀が，1711（正徳元）年には四宝字銀が発行された。

『三貨図彙』巻 18 には，そのころの「通用銀」，すなわち，中銀・三宝字銀・四宝字銀を含む，各種銀貨の市場における評価について，「凡通用左ノ通」として，表 7 の左列のような数値をあげている。括弧内は，それを，表 6 と同じく，慶長銀を 100 とした各種銀貨の評価の指数に直したものである。

また，表 6 の場合と同じく，1714（正徳 4）年・1715（正徳 5）年・1717（享保 2）年の各年の肥後米 1 石の価格によって，市場において，「通用銀」を含む各種銀貨がどのように評価されていたのかを知ることができる。表 7 の右列は，それら各年における，各種銀貨の評価の平均を，慶長銀を 100 とした指数を用

表７　市場における各種銀貨の評価

	「凡通用」の評価	米価から見た評価
慶長銀	1　（100）	100
元禄銀	1.25（80）	80
宝永銀	1.6　（63）	65
通用銀	2　（50）	44

出所：『三貨図彙』巻 18，pp. 573–574．物価之部巻 5・巻 6，pp. 815–820.

いて示している。

表 2 と表 7 の左列とを比べてみれば，市場においては，そのころも，慶長銀に対して元禄銀・宝永銀の両者は，実際の銀品位の比と同じ評価を受けていたことになる。そうした実態が，宝永銀の引替比率が，計算基準の違いによって，わずかに異なっていることを別とすれば，表 5 の左列に示された，「新古金銀割合之次第」における引替比率に反映されたのである。

しかし，中銀・三宝字銀・四宝字銀の発行後には，市場における評価において，それら 3 種類の銀貨は，その銀品位の違いにもかかわらず，「通用銀」として一括して，中銀の銀含有率に等しい評価を受けていたことになる。その場合，『三貨図彙』に，正徳銀の発行以前のこととして，「（永中・三ツ宝・四ツ宝）ヲ以テ，其頃通用銀ト称シ諸物売買有レ之」（『三貨図彙』巻 18，p. 601.），とあるように，市場で形成された「通用銀」の用法が，「新古金銀割合之次第」における「只今通用之銀」の引替比率に反映されたようである。そして，そうした「只今通用之銀」の評価が，表 7 の右列に示した，米価から見た評価にも表現されていたようである。

その「通用銀」という用法そのものは，慶長銀以下，6 種類の銀貨を，それぞれの銀品位の比に等しい評価で流通させれば，各種銀貨間で，15（$= 6 \times 5 \div 2$）通りの交換比率が生まれるが，そのうちの中銀・三宝字銀・四宝字銀の 3 種類を，「通用銀」としてまとめれば，交換比率は，6（$= 4 \times 3 \div 2$）通りに収められることからする便法であろう。

そうした，「新古金銀割合之次第」による引替が，「新金銀引替之法」による引替に変更されていったのである。

表 2 と表 5 の右列とを比べてみれば，宝永銀の引替比率が，計算基準の変更によって，わずかに変化していることを別としても，「新金銀引替之法」においては，「新古金銀割合之次第」において，一括して，中銀の銀品位に等しい評価を受けていた三宝字銀・四宝字銀の引替比率が，それらの銀品位の比に応じた引替比率に変更されていることが注目される。

そこでは，慶長銀以下，各種銀貨の引替比率は，銀品位の比と，きれいに揃っているのである。

(4)　引替の帰結と意味

前節で知り得た諸事情を念頭におきながら，本節では，1714（正徳 4）年における引替比率

表 8　1713（正徳 3）年における元禄金・宝永金の流通量（両）

元禄金	5120000
宝永金	11900000

出所：「改貨議」別記，p. 96.

表 9　1713（正徳 3）年における各種銀貨の流通量（貫）

元禄銀	186417
宝永銀	52505
中銀	1957
三宝字銀	158217
四宝字銀	394707

出所：「改貨議」別記，pp. 91–92.

で新旧貨の引替がおこなわれた場合と，1718（享保 3）年における引替比率で新旧貨の引替がおこなわれた場合の帰結の違いを確認し，次いで，そうした引替比率の変更が示唆することを検討していこう。

1）　引替の帰結

ここで，1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率と，1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」における新旧貨の引替比率との相違の意味を考えるために，1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが，それぞれの引替比率で引替られたときの帰結を比較してみよう。

もちろん，1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが，1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率で引替られたわけではない。他方，1714（正徳 4）年から，1718（享保 3）年までの間は，新旧貨の引替は，「新古金銀割合之次第」によっておこなわれていたのであるから，1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが，1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」による引替に回されたのではない。さらに，後に触れるように，1736（元文元）年に元文の改鋳がおこなわれたときまでに，問題の金銀貨のすべてが，正徳金銀に引替られたわけでもない。

しかし，1713（正徳 3）年に流通していた問題の金銀貨のすべてが，1714（正徳 4）年の「新古金銀割合之次第」における新旧貨の引替比率と，1718（享保 3）年の「新金銀引替之法」における新旧貨の引替比率で引替られたとする想定は，その 2 つの引替比率の性格を知るためには有効な「思考実験」であると思われる。

そこで，その「思考実験」のために，まず，「改貨議」別記によって，旧貨の流通量を示しておくと，金銀貨のそれぞれについて，表 8・表 9 のようである。

なお，公定相場では，金貨 1 両が銀貨 60 匁とされている。したがって，銀に対する金の比価 x は，慶長金・正徳金で見た場合，以下に述べる理由から，銀貨に含まれた銅の存在を無視すれば，

$$(4.76 \times 0.846)\, x + (4.76 \times 0.156) = 48$$

$$x \fallingdotseq 11.74$$

である。

また，各種銀貨の重量から銀の重量を差し引いたものは，ほぼ銅であるが，公定相場では，銀貨 60 匁が銅貨 4 貫文とされている。(7)

したがって，銅に対する銀の比価 y は，慶長銀・正徳銀で見た場合，

$$(60 \times 0.8)\, y + (60 \times 0.2) = 4000$$

$$y \fallingdotseq 83.08$$

である。

金と銀との比価は，銀と銅との比価に比べて，開きが小さいのである。したがって，これ以降において，金銀貨の地金での価値を問題にする場合，金貨については，金の量のみでなく銀の量をも考慮することにするが，銀貨については，銅の量を無視して，銀の量のみを考慮することにする。

i）1714（正徳 4）年の引替比率の場合

a）金貨

以下では，演算を容易にして，問題の性格を際立たせるために，正徳金と元禄金・宝永金との引替の際に与えられる歩金の存在は，捨象する。

さて，正徳金 1 両をもって元禄金 2 両と引替ることは，金 4.03 匁を金 5.52 匁と交換することを意味する。したがって，その引替によって，幕府は，1.49 匁の金を純益として得ることになる。

同じく，正徳金 1 両をもって元禄金 2 両と引替ることは，銀 0.73 匁を銀 4.00 匁と交換することを意味する。したがって，その引替によって，幕府は，3.27 匁の銀を純益として得ることになる。

こうして，正徳金 1 両と元禄金 2 両との引替によって，幕府は，1.49 匁の金と，3.27 匁の銀を純益として得ることになる。

元禄金の 1713（正徳 3）年における流通量は，512 万両である。したがって，その元禄金のすべてが正徳金と引替られるとすると，幕府は，256 万両の正徳金を 512 万両の元禄金と引替ることになるから，

金　381.4 万匁（= 3814 貫）

銀　837.1 万匁（= 8371 貫）

を純益として得ることになる。

また，正徳金 1 両をもって宝永金 2 両と引替ることは，金 4.03 匁を金 4.24 匁と交換することを意味する。したがって，その引替によって幕府は，0.21 匁の金を純益として得ることになる。

同じく，正徳金 1 両をもって宝永金 2 両と引替ることは，銀 0.73 匁を銀 0.76 匁と交換することを意味する。したがって，その引替によって幕府は，0.03 匁の銀を純益として得ることになる。

こうして，正徳金 1 両と宝永金 2 両との引替によって，幕府は，0.21 匁の金と，0.03 匁の銀を純益として得ることになる。

宝永金の 1713（正徳 3）年における流通量は，1190 万両である。したがって，その宝永金のすべてが正徳金と引替られるとすると，幕府は，595 万両の正徳金を 1190 万両の宝永金と引替ることになるから，

金　125.0 万匁（= 1250 貫）

銀　17.9 万匁　（= 179 貫）

を純益として得ることになる。

このように，金貨の改鋳によって，幕府は，

---

(7)　「改貨後議」p. 124 に，「一銭の重さ，すなはち一匁也」とある。

正徳金と元禄金・宝永金との引替の合計で，

金　5064 貫

銀　8550 貫

を純益として得ることになる。その金銀を，先に示した金銀の比価 11.74 を用いて，金量として一元的に示せば，

金　5792 貫

である。

b）　銀貨

銀貨の場合には，宝永銀の引替比率の決定における計算基準の扱いの問題を無視すれば，要点は，三宝字銀・四宝字銀の扱いにある。

まず，正徳銀 1 貫を三宝字銀 2 貫と引替ることは，銀 0.8 貫を銀 0.64 貫と交換することを意味するから，幕府は，銀 0.16 貫の純損を被ることになる。

三宝字銀の 1713（正徳 3）年における流通量は，15 万 8217 貫である。したがって，その三宝字銀のすべてが正徳銀と交換されるとすると，幕府は，7 万 9108.5 貫の正徳銀を 15 万 8217 貫の三宝字銀と引替ることになるから，

銀　1 万 2657 貫

の純損を被ることになる。

また，正徳銀 1 貫を四宝字銀 2 貫と引替ることは，銀 0.8 貫を銀 0.4 貫と交換することを意味するから，幕府は，銀 0.4 貫の純損を被ることになる。

四宝字銀の 1713（正徳 3）年における流通量は，39 万 4707 貫である。したがって，その四宝字銀のすべてが正徳銀と引替られるとすると，幕府は，19 万 7353.5 貫の正徳銀を 39 万 4707 貫の四宝字銀と引替ることになるから，

銀　7 万 8941 貫

の純損を被ることになる。

こうして，銀貨の改鋳によって，幕府は，正徳銀と三宝字銀・四宝字銀との交換の合計で，

銀　9 万 1598 貫

の純損を被ることになる。その銀量を，先に示した金銀の比価 11.74 を用いて，金量として示せば，

金　7802 貫

である。

c）　金銀貨での合計

以上の計算から，正徳金銀による旧金銀貨の引替が全面的におこなわれれば，幕府は，金換算で，

金　2010 貫

の純損を被ることになる。

「改貨議」別記によれば[8]，当時の金（焼金）産出量は，年 103.9 貫である。したがって，その純損は，年当たりの金産出量の約 19.3 倍に当たることになる。

ii）　1718（享保 3）年の引替比率の場合

a）金貨

1718（享保 3）年の新旧貨の引替比率の改定では，先に述べたように，金貨の引替比率の改定はおこなわれなかった。

したがって，金貨の改鋳によって，幕府は，正徳金と元禄金・宝永金との交換の合計で，

金　5064 貫

銀　8550 貫

（8）「改貨議」別記，p. 96 を参照。

を純益として得ることになる。その金銀を，先に示した金銀の比価 11.74 を用いて，金量として一元的に示せば，

金　5792 貫

である。

b）銀貨

1718（享保 3）年の新旧貨の引替比率の改定では，先に述べたように，銀貨の引替比率の改定がおこなわれた。

その主要な内容は，三宝字銀・四宝字銀の引替比率が，その銀含有率の比と等しい引替比率に改定されたことである。したがって，1718（享保 3）年の新旧貨の引替比率による銀貨の交換では，幕府は純益を得ることも，純損を被ることもないことになる。

c）　金銀貨での合計

以上から，正徳金銀による旧金銀貨の引替が全面的におこなわれれば，幕府は，

金　5792 貫

の純益を得ることになる。

その純益は，年当たりの金産出量 103.9 貫の，約 55.7 倍に当たることになる。

2）　引替比率の変更の意味

以上のように，1714（正徳 4）年に公布された「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替の場合には，三宝字銀・四宝字銀が，市場での評価に倣って，銀含有率に応じた比率よりも高い評価で正徳銀と引替られた。このために，銀貨の引替では，幕府は，大幅な純損を被ることになった。その純損は，元禄金・宝永金が，市場での評価よりも，また，金含有量に応じた比率よりも低い比率で正徳金と引替られたために，ある程度は埋め合わされた。しかし，銀貨の引替における純損は，金貨の引替における純益によって相殺されるものとはならず，結果として，幕府は，金銀貨の引替全体においては大きな純損を被ることになるのである。

一方，1718（享保 3）年に公布された「新金銀引替之法」による新旧貨の引替の場合には，銀貨の引替において，三宝字銀・四宝字銀と正徳銀との引替比率が，御触書にいう「銀は正味不足多有レ之に依て，灰吹銀にて足し銀被二仰付一候」（『三貨図彙』巻 18，p. 594.）必要を回避し得るように，銀含有率に応じた比率に等しいものに変更された。このために，銀貨の引替では，「新古金銀割合之次第」による引替では幕府が被ることになる，大幅な純損は解消されることになった。そして，そこでは，金貨の引替比率は，「新古金銀割合之次第」から変更されなかった。そのために，幕府は，金銀貨の引替全体では，大きな純益を得ることになるのである。

それでは，こうした銀貨の引替比率の変更は，どのような意味をもっていたのであろうか。

「新古金銀割合之次第」においては，先に見たように，三宝字銀・四宝字銀の引替比率は，それらよりも流通量がはるかに少ない，中銀の引替比率に等しいとされた。この点の意味を考えるために，銀遣いの中心地であった上方における，正徳の改鋳以前の銀貨の流通の様相について，『三貨図彙』が述べていることに，注目してみよう。

「京都・大阪初メ西国筋ハ，前々ヨリ銀ヲ以テ直段ヲ極ムル故ニ，諸色甚高直ニ相ナリ，民

大ニ痛ム。東国ハ金ト銭トヲ以テ交易ノ場ナレバ，夫程ニナシト云伝フ。」（『三貨図彙』巻18，p. 573.）

「此節通用ノ三ツ宝・四ツ宝，殊ノ外位アシク民服セズ，依レ之追付吹替有レ之由専ラ風説ス。然レバ只今通用之銀ハ皆潰シニ相成リ大損アルベシトテ，金銀ノ代リニ，米穀・絹布・薬種ノ類ヲ貯ヘ置ケバ，勝手ヨロシキトテ，諸人専ラ諸色ヲ買コム。」（『三貨図彙』巻10，p. 287.）

三宝字銀・四宝字銀の発行による増鋳は，銀遣いであった上方における物価の上昇を激しいものとした。それどころか，そこでは，銀貨は，貨幣の基本的機能の1つである，価値の貯蔵（富の蓄蔵）手段としての機能を喪失しかかっていたのである。

そうした状況のもとで，三宝字銀・四宝字銀の正徳銀との引替比率を，あえて，市場における評価を下回って，銀含有率に応じた比率に等しいものとすることは，幕府の貨幣制度そのものへの不信を大きく増幅させるであろう。したがって，三宝字銀・四宝字銀は，銀含有率に応じた比率よりも高い評価で，正徳銀と交換されたのである。

この点について，「新古金銀割合之次第」では，次のように直截に述べられている。

「只今通用之銀の事は，慶長の古銀に引競候に，其品大に不レ同候得者，其品に准じ候而割合を被レ定候はゞ，公儀御費用にも不レ及して，慶長御定之品之如く，可レ被二成返一事に候得共，世之為めに於ては可レ有二其損失一事に候を以て，纔に十割増之法に被レ定て，其不足之所に於ては公儀御費用を以被レ償候處にて候。」（『三貨図彙』巻18，p. 586.）

「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替の場合に，幕府が被る大きな純損は，当時の経済先進地であった上方において，現行の銀貨への不信を増幅させず，幕府の貨幣制度そのものへの不信を極端なものとさせないための，応急的な措置の代償であったのである。

また，上記の『三貨図彙』巻18における，「東国ハ金ト銭トヲ以テ交易ノ場ナレバ，夫程ニナシト云伝フ」という叙述は，なぜ，銀貨においては，そうした幕府にとって「不利」な引替比率を設定せざるを得なかったのに，金貨においては，前述のような，幕府にとって「有利」な引替比率を設定出来たのか，という疑問にも答えてくれる。

しかし，そうした応急的な措置は，正徳の改鋳前の上方経済の激しい混乱が，ひとまずは沈静化すれば，停止され，「新金銀引替之法」によるように，三宝字銀・四宝字銀と正徳銀との引替比率を，銀含有率の比に等しいものとするように変更せざるを得ない。「新古金銀割合之次第」による新旧銀貨の引替は，それが進行すればするだけ，幕府に，「出目」どころか，純損を積み重ねさせるような性格のものだったのである。

したがって，「新古金銀割合之次第」による新旧貨の引替は，「新金銀引替之法」による新旧貨の引替に変更されざるを得なかったのである。「新古金銀割合之次第」が「新金銀引替之法」に切り替えられたことによって，「市中彼是誼シ。十一月朔日ニハ米相庭・金銭相庭相止ム」（『三貨図彙』巻18，p598.）というような混乱が生まれた。しかし，その変更は，結

局は，市場に受け入れられていった。『三貨図彙』物価之部巻6における米価の表示は，1718（享保3）年の部分から，新銀（正徳銀）建によるものとなっている。

さて，このように，白石の筆になる「新古金銀割合之次第」から，「新金銀引替之法」への切り替えの間には，1716（正徳6・享保元）年における，7代将軍家継の死と，8代将軍吉宗の襲職による白石の失脚がはさまれている。しかし，その切り替えは，白石の失脚にともなって，幕府の政策に断絶があったというよりも，彼の失脚にもかかわらず，幕府の政策は連続していたことによる，と考えた方がよいように思われる。

なぜならば，「新古金銀割合之次第」における新旧銀貨の引替比率は，先に述べたように，幕府にとって，持続不可能なほどに「不利」なものであった。その引替比率は，幕府の貨幣制度そのものについての大きな不信がひとまず収まったときには，幕府にとって，「公平」なものに切り替えざるを得ないものであったのである。

ここで，銀貨の良鋳の材料である銀を確保する方途を探ることが，「改貨議」における白石の最大の課題であったことを想起しておきたい。その「改貨議」上巻によれば，当時の年銀（灰吹銀）産出量は，約2000貫であった。(9) 完遂されたなら，9万2000貫近くの純損をもたらすような，「新古金銀割合之次第」における「不利」な銀貨の引替比率は，本来，幕府にとって耐え難いものであったのである。

そうした連続性を強調する理解を補強する事情として，そのころの幕府において，経済に関する実務官僚群が形成されていったことが，あげられる。(10) 白石の改貨政策は，『折たく柴の記』で述べられているように，(11) 彼の影響下で勘定吟味役に取り立てられた，荻原美雅（源左衛門とも。重秀とは別人。）を始めとする実務官僚群によって支えられていた。「新古金銀割合之次第」は，彼らの協力のもとで形成されていったのであるし，吉宗政権下における「新金銀引替之法」も，そうであったであろう。「新古金銀割合之次第」と「新金銀引替之法」の双方は，経済に関する同一の実務官僚群の支持・協力によって作成された，という意味においても，連続性をもつと考えられるのである。

そうした点からすれば，正徳の改鋳は，1714（正徳4）年の「新古金銀割合之次第」の公布によって完結したのではなく，白石の失脚をはさんで，1718（享保3）年の「新金銀引替之法」の公布によって完結したのである，と考えてよいように思われる。

(5)　終わりに

以上のように，1718（享保3）年からは，旧来の金銀貨は，「新金銀引替之法」にしたがっ

(9)　「改貨議」上巻，p. 19. を参照。

(10)　この点，ナカイ（2001）pp. 58–61. を参照。なお，ナカイの同書日本語版の叙述は，本来の英語版から，日本語版読者のために書き換えられている。

(11)　『折たく柴の記』p. 254, p. 346. を参照。

て，正徳金銀貨と引替られることになった。しかし，『三貨図彙』巻 11・巻 18 によると，その引替は順調には進まなかった。

金貨においては，公式の引替は，1722（享保 7）年をもって停止された。しかし，実際には，元禄金の引替は比較的うまく進んだものの，「新金銀引替之法」においても，1 両当たりで正徳金 0.5 両に当たるとされた宝永金は，「兎角遣ヒ方便利宜シキ故」（『三貨図彙』巻 11，p. 305.）に，正徳金 2 分（0.5 両）の扱いで市場での流通を続けた。このために，幕府も，1730（享保 15）年には，「乾金一両は慶長金・正徳金二歩之積りたるべく候」（『三貨図彙』巻 11，p. 305.）として，その流通を法認せざるを得なかったのである。

また，銀貨においても，旧銀の公式の流通は，1722（享保 7）年をもって停止された。しかし，実際には，「大概文銀鋳ラルヽ頃迄，前文ノ割合遣ヒ――「新金銀引替之法」にもとづく流通（引用者）――有シ」（『三貨図彙』巻 18，p. 601.），とされるように，元文の改鋳（1736（元文元）年）までには，正徳銀と旧銀との引替は完了しなかったのである。煩瑣な交換比率の存在にもかかわらず，旧銀の流通が止まなかった理由として，『三貨図彙』は，「新銀ノ出来方無ㇾ数，九州・四国・西国筋迄，右新銀――正徳銀（引用者）――行届キ流布スル事不ㇾ輙」（『三貨図彙』巻 18，p. 601.）としている。

この理由が事実であるとすれば，正徳の改鋳には，悪鋳は，材料となる金銀の入手が容易であるが，良鋳は，それが困難であるという，良鋳そのものにつきまとう難題が生まれていたことになる。

ことに，享保期のように，物価が低落していくときには，物価の過剰な低落を阻止するためには，貨幣の増鋳が必要になる。しかし，そうした貨幣の増鋳を良貨でおこなうことは，困難である。正徳の改鋳における良貨の発行は，悪貨による増鋳にともなうインフレーションの終息には有効でも，良貨による減鋳にともなうデフレーションの克服には無力であった。正徳の改鋳による良貨の発行は，比較的短命に終わらざるを得なかったのである。

参　考　文　献

新井白石（1713/2015），「改貨議」以下に所収。寺出後掲（2015）。

――――（1714/2015），「改貨後議」以下に所収。寺出後掲（2015）。

――――（1716/1999），『折たく柴の記』岩波文庫。

草間直方（1815/1932），『三貨図彙』白東社。

伊東多三郎（1984），「江戸幕府正徳の貨幣改鋳」以下に所収。伊東多三郎『近世史の研究』（5）吉川弘文館。

小葉田淳（1958），『日本の貨幣』至文堂。

ケイト・W・ナカイ（平石直昭・小島康敬・黒住真訳）（2001），『新井白石の政治戦略――儒学と史論――』東京大学出版会。（Wildman Nakai, K. (1988), *Shogunal Politics: Arai Hakuseki and the Premises of Tokugawa Rule*, Harvard University.）

小室正紀（2016），「大坂両替商草間直方の貨幣史――『三貨図彙』の著作意図をめぐって――」以下に所収。小室正紀編著『幕藩体制転換期の経済思想』慶應義塾大学出版会。

近藤萌美（2009），「新井白石の貨幣論」以下に所収。『日本思想史研究』41。

作道洋太郎（1969），「幕藩体制と通貨問題」以下に所収。豊田武・児玉幸太編『流通史』（I）山川出版社。

滝沢武雄（1996），『日本の貨幣の歴史』吉川弘文館。
瀧本誠一（1923），『日本貨幣史』国史講習会。
寺出道雄（2015），『新井白石の経済学——付注と考察——』日本経済評論社。
日本銀行調査局（1973），『図録　日本の貨幣』（3）東洋経済新報社。
安国良一（1994），「貨幣の機能」以下に所収。岩波講座『日本通史』（12）岩波書店。